

令和5年3月

お客様各位

熊本中央信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について
～詐欺被害からお客様をお守りするために～

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、キャッシュカードによるお振込みに不慣れな、ご高齢のお客様をATMに誘導し、言葉巧みに預金を振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺を防止するための緊急の対応として、平成29年9月よりご高齢のお客様のキャッシュカードによるお振込みの利用を一部制限させていただいております。

既にご承知のことと存じますが、依然として詐欺被害が多発している状況であることから対象年齢を満70歳以上から満65歳以上へ変更させていただきます。

お客様には、大変ご不便をおかけ致しますが、お客様の大切なご預金をお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

記

《対応する内容》

1. 対象となるお客様

当金庫のキャッシュカードを保有する満65歳以上で、過去3年の間にATMでのキャッシュカードによる振込をご利用されたことがないお客様。

2. 利用制限の内容

ATMでの振込限度額を「0円」とさせていただきます。

※キャッシュカードによるATMでの、お振込みができなくなります。

なお、お預入れやお引出しが従来どおり可能です。

3. 対応開始日

令和5年4月20日（木）より

4. キャッシュカードでのお振込みを希望されるお客様

対象となったお客様がキャッシュカードによるお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内（午前9時から午後3時、昼休業時間を除く）に当金庫窓口へキャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、お申し出ください。

以上